

令和8年大阪府公告（令和8年2月27日）にかかる入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）
大阪市総務局行政部総務課
電話 06-6208-7415 電子メール ba0002@city.osaka.lg.jp

2 入札に付する事項

- (1) 公告日 令和8年2月27日（金）
- (2) 役務の名称
令和8年度バックオフィスDX人事給与関連事務検討支援等業務委託（以下「本件」という。）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 本市指定場所
- (5) 本件入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項並びに同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下「停止措置」という。）を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10情報処理 01情報処理 01システム企画・開発」又は「13その他代行 17各種施策研究・調査 01各種施策研究・調査」で登録していること。

なお、本市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請を令和8年3月30日（月）までに担当部局（1に同じ。以下同じ。）に行えば、契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループで当該審査を行う。資格審査申請の詳細については担当部局に問い合わせること。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先
本市総務局ホームページ上及び担当部局
- (2) 交付方法

公告の日から令和8年3月30日（月）まで、無償により交付する。

ただし、担当部局において交付を受ける場合は、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付資料

本市の許可を得ることなく無断で使用することは認めない。

- ・ 入札説明書（本書）
- ・ 入札説明書別紙（別紙1～7）
- ・ 仕様書（資料1）
- ・ 業務委託契約書（資料2）
- ・ 提案書作成要領（資料3）
- ・ 落札者決定基準（資料4）

5 関係会社の参加制限

本入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係が以下のいずれかに該当する2者の場合。

ア 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合。

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(2) 人的関係が以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

A 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

B 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

C 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

D 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

- (オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
 - イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合。
 - ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- (3) 以下のいずれかに該当する2者の場合。
- ア 組合とその組合員。
 - イ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合。
 - ウ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合。
- (4) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。
上記(1)から(3)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 入札参加申請

入札への参加を希望する者は、「総合評価一般競争入札参加申請書」（別紙1）を提出すること。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。また、提出された審査資料の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

(1) 受付場所

担当部局

(2) 受付期間

公告の日から令和8年3月30日（月）までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

なお、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第25条第2項に規定する郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による提出の場合は、書留郵便等送付の記録が残る方法により必着のこと。電子メールによる提出は、件名を「【参加申請】令和8年度バックオフィスDX人事給与関連事務検討支援等業務委託」として送信の上、電話で受信確認（休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。以下同じ。）を行うこと。

7 仕様書に係る質問事項の受付及び回答

(1) 質問方法

担当部局宛て「質問票」（別紙3）に記載し、電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「令和8年度バックオフィスDX人事給与関連事務検討支援等業務委託に係る質問票」とすること。また、電子メール送信後、受信確認のため、必ず担当部局へ電話での確認連絡を行うこと。

(2) 質問受付期間

公告の日から令和8年3月16日（月）午後5時30分までの間とする。なお、締切り以降の質

問については受け付けない。

(3) 回答方法・期間

令和8年3月24日(火)から令和8年6月1日(月)まで、質問の有無にかかわらず、大阪市総務局ホームページの公告本文内に掲載する。

8 入札参加資格審査等

(1) 入札参加資格審査及び通知

「総合評価一般競争入札参加申請書」(別紙1)の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年4月3日(金)付けで通知する。なお、入札参加資格を認めない申請者には、理由を付して通知する。

(2) 入札書等の交付

入札参加資格を認めた申請者には、入札参加資格結果通知時に入札書等を交付する。

(3) 入札参加資格を認めない申請者に対する理由の説明

入札参加を認められなかった申請者は、本市に対してその理由について説明を求めることができる。説明を求める場合には、令和8年4月7日(火)午後5時30分までに「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書」(別紙4)を担当部局へ提出しなければならない。郵便等による提出の場合は、同日時までに書留郵便等送付の記録が残る方法により必着のこと。回答については、令和8年4月10日(金)までに書面で回答する。

9 関連文書の提供

関連文書については、「関連文書の提供依頼書」(別紙5)の提出後に提供する。

(1) 受付期間

公告の日から令和8年4月10日(金)までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(2) 提供方法

担当部局宛て「関連文書提供依頼書」(別紙5)を提出すること。郵便等による提出の場合は、必着のこと。

(3) 提供条件

関連文書の提供は、「総合評価一般競争入札参加申請書」(別紙1)及び「関連文書の提供依頼書」(別紙5)を担当部局宛て提出した者であることを条件とする。

(4) 廃棄方法

「関連文書の提供依頼書」(別紙5)の遵守事項に基づき、本件の落札者決定後、速やかに廃棄すること。また、入札参加申請後の資格審査により参加が認められない場合又は入札を辞退する場合は、その事実が発生した時点で廃棄すること。

10 入札執行の日時等

本入札は総合評価一般競争入札により行うため、次のとおり入札書及び提案書類を提出すること。

(1) 入札執行の日時 令和8年4月13日(月)午前10時30分

(2) 入札執行の場所

大阪市役所本庁舎 会議室

(詳細は、入札参加資格審査結果通知に記載する。)

ただし、郵便等による入札の場合は、担当部局宛て令和8年4月10日(金)午後5時30分までに、書留郵便等送付の記録が残る方法により必着のこと。

なお、この場合は二重封筒を用い、外封筒に入札案件名称を明記するとともに「入札書在中」と朱書きの上、担当部局宛て親展とすること。また、内封筒として「入札書」及び「提案書類」の2種類を作成し、各封筒に「入札日」、「入札案件名称」を記載すること。

(3) 入札の辞退

入札書提出後の辞退は、原則として認めない。

入札書提出前に辞退する場合は、入札執行日時までに、「入札辞退届」(別紙6)を担当部局宛て提出すること。

11 提案書類に関する事項

「提案書作成要領」(資料3)による。

12 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

13 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね又は2者以上の代理人として入札したときはその全部の入札

(3) 本市が交付した入札書を用いないでした入札

(4) 入札参加資格審査申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

(5) 落札決定までの間に停止措置を受けた者又は除外措置を受けた者がした入札

(6) 再入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札

14 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定に当たっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「技術評価点」に入札価格の評価である「価格評価点」を加算

する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において有効な入札があった者のうち、「技術評価点」と「価格評価点」の合計点である「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、技術の評価に当たっては、公平性及び客観性を確保するため、学識経験者の意見を聴くものとする。

(2) 落札者決定基準

「落札者決定基準」(資料4)による。

(3) 落札者の公表等

大阪市ホームページにおいて公表するものとする。また、入札の結果については、各入札参加者宛て令和8年5月下旬に書面により通知する。

15 その他

(1) この入札は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)及び契約規則に定めるところにより、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく「誓約書」(別紙7)を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者又は契約の相手方は、停止措置を行う。

(4) 落札決定後、契約締結までに落札者が除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(6) 契約の締結は、令和8年度予算が発効した日以降とする。